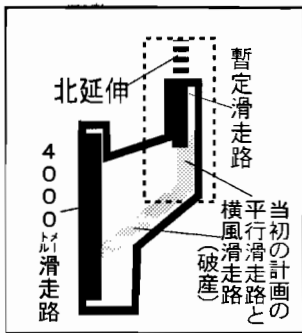


# 三里塚闘争40年 歴史と現在（いま）を語る集い

於・江東区総合区民センター

主催：三里塚芝山連合空港反対同盟

## (1) いま三里塚で何が始まろうとしているのか？



### 1. 暫定滑走路の北延伸とは

平行滑走路 (2500m) の用地が買収できず、長さを2180メートルに短縮し800メートル北にずらした暫定滑走路 (02年4月供用) を、さらに北に320メートル延伸し2500メートルにする工事計画。ジャンボ機 (大型機) が走行する誘導路も空港を拡張して新設する。

民家上空でジェット機を飛ばして住民を追い出そうとしが果たせず、09年に新滑走路が完成し国際化する羽田との空港間競争の危機から、09年度完成を期限に延長を強行しようとしている。

主な工事は次の4カ所。

#### ①北延伸部分と国道51号トンネル化

いまの北端から320メートル北に滑走路を延長する。国道51号線は滑走路と誘導路の下になることから大規模トンネル工事が必要。飛行時間帯は工事ができず、夜間の難工事になる。

#### ②保安区域の確保と進入灯の設置

滑走路の北端から先の800メートルは進入灯を設置する保安区域になる。ここにはクリーンパーク (廃棄物処理場) がある。ダイオキシンが埋まっており、このまま埋め立て空港用地に転用することは違法。

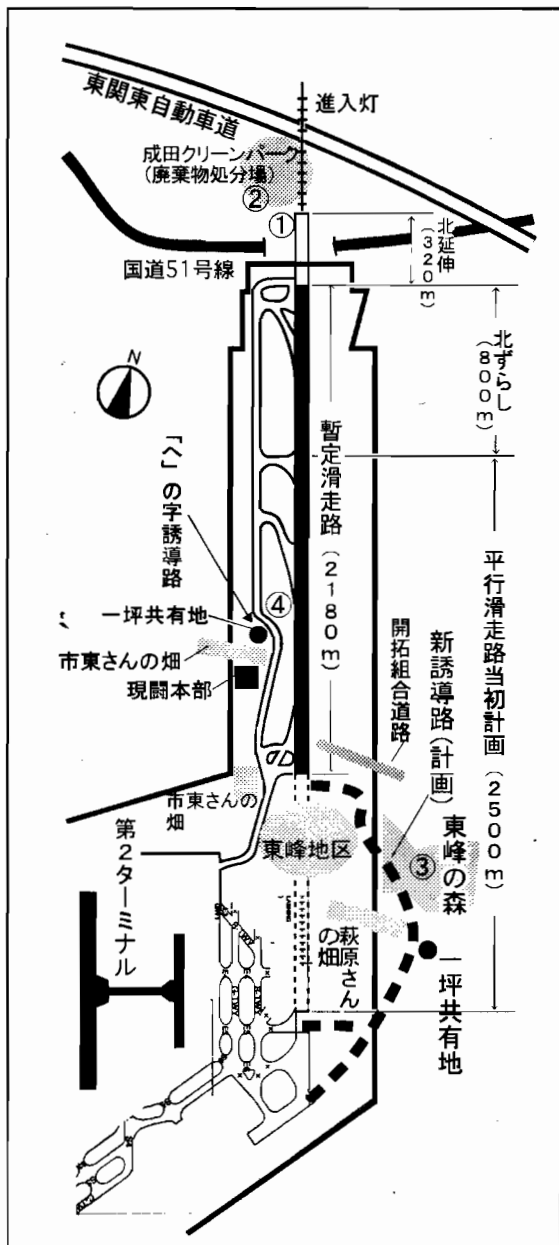
#### ③ジャンボ機が走行可能な誘導路づくり

現在、ターミナルと暫定滑走路を結ぶ誘導路は、未買収地に挟まれて狭くジャンボ機は走行できない。新たな誘導路をつくらなければ、ジャンボ機は滑走路に行くことができない。計画では「東峰の森」を破壊して建設を強行する。

#### ④「へ」の字誘導路の直線化

本来、滑走路と平行であるはずの誘導路が「へ」の字に曲がっている。天神峰の市東孝雄さんの畑と現闘本部、一坪共有地があるため、暫定滑走路の象徴的欠陥。むりやりつくった欠陥誘導路で接触事故や航空機の立ち往生が発生している (2頁参照)。

ジャンボ機を走らせたいNAAにとって、「へ」の字の直線化と、そのための農地強奪と建物 (現闘本部) 撤去は絶対的な課題。



## 2. 北延伸による生活破壊と人権侵害

北延伸がもたらすものは、現状をはるかに超える生活破壊です。抵抗する農民を追い出すための工事。悪質「地上げ屋」まがいの国家犯罪です。

### a. 民家上空 40m のジャンボ飛行

まず、130 デシベル！とも想定される殺人的な騒音です。これが北延伸の最大の問題ともいえます。この騒音で住め無くさせて追い出し土地を取り上げる——これが北延伸のねらいです。

左の写真の右下から滑走路の南端に入り込んだ窪地は、地元の神社（東峰神社）です。ここからさらに300メートルほどの所には民家があります。この民家上空でのジェットの進入高度は約40メートル。中型機しか飛ばない現在でも、110 デシベルの大騒音です。午前6時から深夜の11時まで。

滑走路を延長し、ジャンボが飛ばば、130 デシベルに跳ね上がると言われています。

天神峰の住民にとっても騒音はさらに深刻です。天神峰の場合、飛行騒音だけでなく、誘導路の騒音が複合的に襲いかかるからです。また、農家に吹きつけるジェットブラスト（航空燃料の排ガス噴射）の被害も大きくなることが予想されます。

### b. 爆風と振動

生活破壊のすさまじさは単に騒音だけではありません。爆風と振動、排気ガスが降り注ぎます。

いまでも爆風が窓ガラスを揺らします。屋根の瓦が落ちたこともあります。たき火をすると風圧で火炎が地を這い、通り過ぎるとポツと上に上がります。

### c. オーバーランと事故の恐怖

さらに事故の恐怖です。暫定滑走路はそもそも欠陥だらけで危険です。なかでも一番の問題は、東峰地区の集落を、本来人はもちろん建物もあってはならない危険地帯にとりこんで滑走路をつくったことです。

3年前の1月27日、北側から進入した航空機があわや神社に突っ込むかのオーバーラン事故を起こしました。神社敷地と滑走路表面との段差は4メートル。突っ込めば、車輪が燃料のつまった翼を突き破り爆発する可能性もあった（専門家の分析）のです。

40メートル飛行の民家で、進入する航空機を見ると突っ込んでくるかのような恐怖にかられます。いまの中型機がジャンボ（大型機）になったら、その生活破壊は想像を絶するものがあるでしょう。大変な人権侵害が、北延伸で始まろうとしているのです。

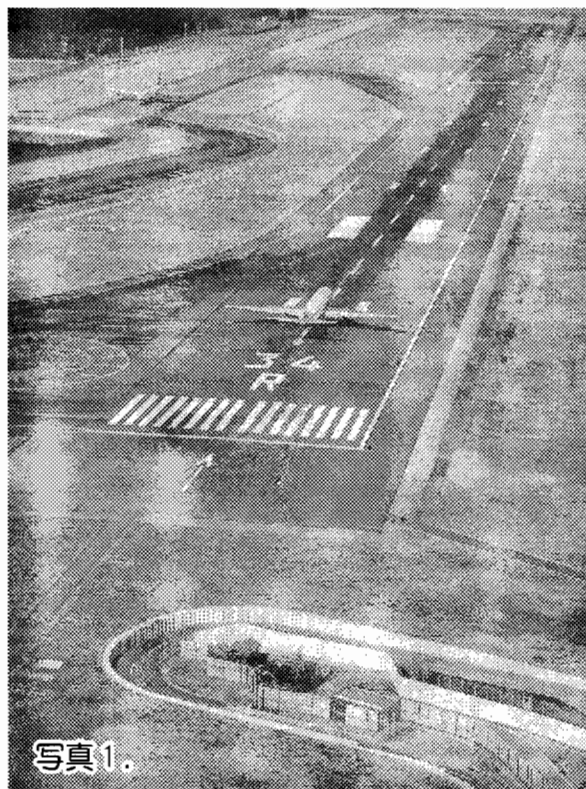


写真1.



写真2.



図1.

東峰神社



写真3.

(写真1)

暫定滑走路の南端と進入する航空機。オーバーラン帯の間近に東峰神社がある(写真2)

神社上空を飛ぶジェット機(中型機)。すさまじい轟音が襲いかかる

(図1と写真3)

03年1月に起きたオーバーラン事故の位置と前輪が地面にめり込んだ事故機。このまま進めば東峰神社に突っ込んだ

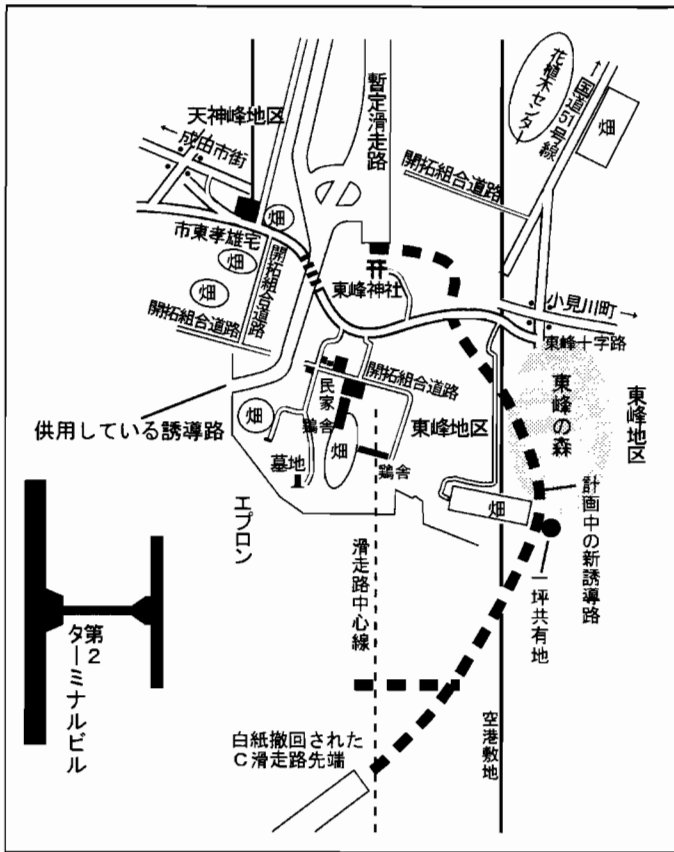
### ■暫定滑走路の事故

02年4月22日 暫定滑走路開港

12月1日 「ハ」の字誘導路で航空機同士が接触事故

03年1月27日 暫定滑走路でオーバーラン事故

04年6月16日 誘導路で航空機同士が鉢合わせし立ち往生



**d. 誘導路づくりのための「東峰の森」破壊**

ジャンボ機が通る誘導路を新設するために「東峰の森」を破壊することは、地区の暮らしにどう影響するのでしょうか。

「東峰の森」は古くから地区住民にとって大切な森でした。堆肥のための落ち葉掻きや山菜・キノコ採りなど入会（いりあい）的に使われてきました。空港公団の調査報告でもこのことを認め、保全を約束しました（03年2月）。

自然的役割としても、森の保水力が近隣の畑を潤し、防風林としての役割を果たしています。その破壊は、地区の暮らしを一変させます。

さらに重大なことは、新設する誘導路が、東峰地区をふたつに分断することです。地区の西側を空港の中に取り込むことになるのです。（家も畑も住民までも収用するに等しい暴挙！）

**e. 「へ」の字直線化のための農地強奪と本部撤去**

「へ」の字誘導路は、暫定滑走路の象徴的欠陥。用地買収ができないまま強行した結果です。ところがNAAは、これが不都合とばかりに、こんどは未買収地を奪おうと動き出しました。

①市東さんの畑を旧地主から買収し、返還せよと強要しています。②天神峰現闘本部の建物（鉄筋コンクリート3階建）の底地を買収したから撤去せよと、不当な裁判を起こしています。③一坪共有地に史上初めて民法を強引に適用し強奪しようとしています（6月28日に判決公判）。

いずれも土地収用法が適用できないための暴挙であり、民法や農地法、憲法の財産権を踏み破るもの。

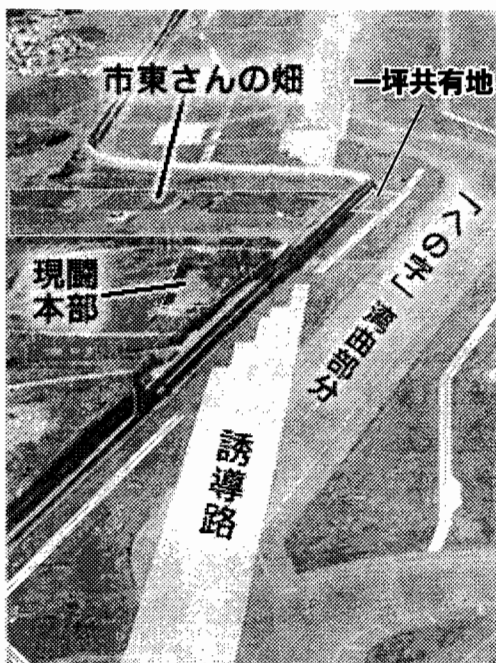
**f. 地下水系を汚染するゴミ処理場の違法転用**

クリーンパークを空港用地に転用するためには、廃棄物の全量撤去が必要です。今のまま埋め立ててダイオキシンが流出した場合でも、空港機能を停止して廃棄物を撤去できないからです。09年の完成期限に追いつめられるNAAは、環境破壊を顧みず埋め立てを強行しようとしています。

**g. 久住地区の騒音被害**

そもそも北にずらした暫定滑走路を、さらに北に延長すると、滑走路は予定よりも1キロ以上も北上することになります。飛行直下の小泉地区では過疎化が進み、久住地区では移転区域をめぐって住民の怒りが沸騰しています。

（右）「へ」の字誘導路。下から白く突き出しているのが本来あるべき平行誘導路。市東さんの畑と現闘本部、一坪共有地によって曲げられている。  
（上）暫定滑走路南端の天神峰・東峰の位置関係図



**3. 農家に対する日常的な監視**

計画による直接的な生活破壊にもまして許せないのは、私服警察や機動隊による生活監視です。私服車両が村の中を徘徊する、農作業を監視する、病院や買い物に行くにも私服車両がついてくる、尋ねてきた親戚の者を検問する——こんな人権蹂躪が日常におこなわれています。

国の政策に抵抗する者に対する公権力の監視行動は、人権破壊の最たるものというべきです。



## (2) 憲法改悪と三里塚闘争について

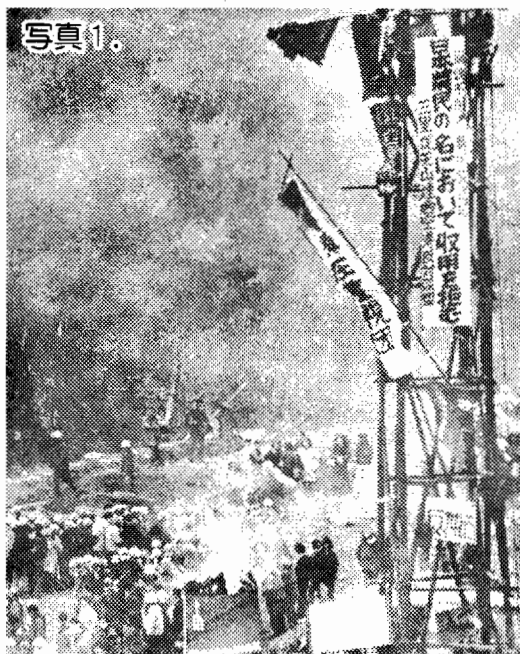


写真1.

過去も現在も、政府権力は三里塚で「国策」を盾に暴力の限りを尽くし、北総一帯を憲法も及ばない無法地帯と化してきました。

そもその発端は、地元を無視した一方的な閣議決定と機動隊暴力による強制収用です。「日本農民の名において収用を拒む」——ここから強大な国家暴力に対して、体を張った農民と労働者・学生の闘いが始まったのです。

1967年の外郭測量に始まる強制測量と71年2次にわたる代執行。脱穀に励む大木よねさんの顔面をなぐり前歯をへし折って、路上に放り出し、家を破壊しつくした暴挙に対する闘いが三里塚闘争の原点です。駒井野大鉄塔を支援者もろとも猛火の中に引き倒した殺人未遂的暴挙、77年岩山鉄塔の抜き打ち撤去と東山薫君の虐殺、横堀集会場破壊と成田治安法による団結小屋の撤去、暫定滑走路の開港と人権侵害……。 (歴史パンフ参照)

残忍な暴力と違法行為の数々は、まさに権力犯罪そのものです。この公権力による暴挙に対して、人民が闘ってその権利を守り抜くことは、近代立憲主義の考え方の根幹に係わることです。

### 1. 自民党の新憲法草案

いま、自民党の新憲法草案が公表され、改憲のための国民投票法案が審議されています (今国会では未了、継続審議)。草案の核心は9条改憲と、公権力を人民の権利に優先させる憲法原理の転換です。

9条改憲は戦争のできる国に日本を変えていこうとするものです。9条2項の<戦力不保持・交戦権の否認>を撤廃し、代わりに<集団的自衛権の行使>や<自衛隊の海外派兵>、「緊急事態における公の秩序の維持」との表現で<戒厳令>をも含む内容に変えられています。

基本的人権 (12条・13条) は、「常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う」に変えられ、「公益及び公の秩序」の範囲の内に人民の「自由及び権利」を置いています。人民の権利を保障するものから「国民の義務」を定めるものに変えられます。

「財産権」を定めた29条も、同様に「公共の福祉」が「公益及び公の秩序」に変えられ、これに適合することを条件としています。

そもそも憲法がいう「公共」とは、個人の権利を認め合う共同体のことを意味します。これに対して「公」とは国家であり政権を指しています。現憲法においても、この「公共」はしばしば歪められ、人民の権利を制約するものに使われてきました。改憲はこのオブラートもかなぐりすて、人民の権利の前に国家を置くものとなるのです。

この改憲のもとでは、三里塚や沖縄のように政府の圧力に立ち向かう抵抗闘争は許されません。闘いの権利や自由を根絶やしにするものです。



写真2.



写真3.

(写真1)「日本農民の名において収用を拒む」と大書された農民放送塔 (駒井野)

(写真2) 第1次強制代執行阻止闘争でスクラムを組み座り込む農民  
(写真3) 第2次強制代執行で、大木よねさんに暴行をふるい組み伏せる機動隊

#### ■死者・負傷者と被逮捕者数

- ・ 国家犯罪による死者  
三ノ宮文男 (自殺: 1971年10月1日)  
大木よね (病死: 1973年12月17日)  
東山 薫 (機動隊のガス銃水平撃  
: 1977年5月8日)
- ・ 負傷者 延べ 6700名余  
うち重傷者 350名余  
(失明、肺破裂、全身火傷、骨折など)
- ・ 被逮捕者 延べ 3650名余

## 2. 9条改憲と成田空港の軍事使用

三里塚では闘争の初期から「軍事空港建設反対」を掲げて闘ってきました。ベトナム戦争で、民間空港であるはずの羽田が米軍チャーター機であふれた事実を目の当たりにしたからです。

現在、政府は米軍基地再編を推進し、米軍と自衛隊の軍事的一体化を深めています。昨年10月29日に公表された中間報告（今年5月1日に最終合意）は、米陸軍第一軍団司令部をキャンプ座間（神奈川県座間市）に移転させ、日本全土を浮沈空母にして、すべての港湾・空港・鉄道・道路とあらゆる職種の労働者を共同作戦に動員することを明記しました。

ここで果たすべき日本の役割は、有事に50万人とも言われる来援米軍に行動の自由を保障し、とぎれることなく支援することです。民間空港の軍事転用については、すでにガイドライン改訂時（1997年）に、「成田・新千歳・関西・福岡・長崎・宮崎・鹿児島・那覇」など11空港を米軍は指定しています。

反対同盟は国会でも成田市議会でも、「成田空港を軍事基地としては使わせない」という答弁を引き出してきました。しかし事実上の軍事使用が断続的に行われ、イラクへの自衛隊の参戦とともに常態化しようとしています（左の年表参照）。

9条改憲と米軍基地再編は、日本を戦争のできる国に変え、成田空港を軍事基地にするものです。闘い無くして人権も平和もありません。

国家の権力行使から人民の権利を守るところに憲法の役割があるとすれば、実力抵抗を貫く三里塚は憲法原理を支えてきたと言えます。憲法改悪に反対します。

### ■成田空港と軍事問題

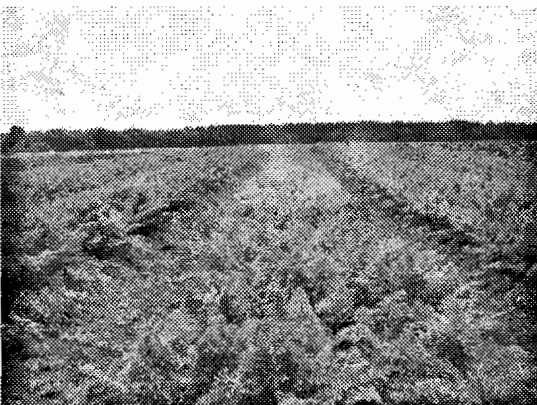
1979年1月	米軍チャーター機が到着。迷彩服で東富士演習場へ
83、84、85年	33回の成田軍事利用
86年12月	特別飛行輸送隊（ヘリ部隊）を新設
89年2月	大葬の礼で187回の自衛隊使用
90年	200回以上の自衛隊機使用
92年8月11日から99年1月29日まで	合計23回、PKO部隊が成田を使用
99年5月	周辺事態法成立。成田空港の軍事転用法制化
2001年2月5日	インド地震救援の名目でC130軍用輸送機6機が飛来
03年12月26日	イラクへの航空自衛隊先遣隊が成田から出発
04年12月28日	イラクへ空自先遣隊が出発
04年1月16日	イラクへの陸上自衛隊派兵部隊先遣隊が成田を出発
04年6月17日	空自80人がイラクへ出発
04年7月4日 前後	イラク派兵交代部隊が成田使用
04年8月7日	陸上の交代要員80人が成田からさみだれ式にイラクへ派兵
05年10月29日	陸上自衛隊のイラク第1次派遣部隊20人が成田へ着陸

米軍基地再編のための中間報告で空港などの軍事協力を確認

	現行憲法	自民党新憲法草案
第9条 (平和主義)	日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。	日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
第9条の2 (自衛軍)	前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。	① 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。 ② 自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。 ③ 自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。 ④ 前二項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。
第12条 (国民の責務)	この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。	この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならないのであつて、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う。

### (3) 農地を守る闘いの焦点はどこか？

闘いの焦点は、「東峰の森」破壊と誘導路建設、国道51号線トンネル工事、クリーンパークの違法転用、「へ」の字誘導路直線化のための土地強奪



#### 1. いま、なぜ北延伸なのか

国交省とNAAにとって、暫定滑走路の北延伸は空港建設の破産を意味します。当初計画の平行滑走路が、ついに完成しなかったからです。

羽田空港では2009年に新滑走路が完成し、本格的な国際空港として再出発します。成田が40年たっても未完の欠陥空港であることに対する措置です。民営化した成田空港は、この09年までに、暫定滑走路をジャンボが飛べる2500メートルにしないと、羽田空港に太刀打ちできません。

北延伸は空港基本計画の根本的な変更ですから、国交大臣の認可が必要です。09年度完成を至上命題とするNAAは、そこから工期を逆算して、この6月中の認可申請をタイムリミットとしています。待った無しです。

#### 2. 改憲攻撃と一体のもの

しかし、おいつめられたあげくの暴挙は、同時に、より劣悪の環境を強制することで、農家を追い出そうとすることでもあるのです。政府とNAAは、生活破壊と人権侵害で農家に屈服を迫っています。

国の政策に従わない者に人権はない——これこそ今、自民党が進める憲法改悪と一体のものではないでしょうか。

#### 3. 闘いの焦点は4カ所

この夏から秋、三里塚は闘いです。切迫している攻撃を順に上げると、

- ①「東峰の森」の破壊と誘導路建設
- ②国道51号線トンネル工事
- ③クリーンパークの違法転用

④「へ」の字誘導路の直線化のための土地強奪（市東さんの畑、天神峰現闘本部、一坪共有地）です。

NAAの黒野社長は、6月12日付で、市東さんに農地の借地契約解除を求める手紙を送ってきました。東峰地区に対しては、6月23日付で、事実上、「東峰の森」破壊を通告しています。

反対同盟は、悠然と畑を耕し野菜を育て、これまでどおり日々の暮らしを続ける一方、不当な延伸工事には断固として闘い続けます。

#### ■当面する闘争スケジュール

- |          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| 6月28日(水) | 一坪裁判判決公判(午後1時 千葉地裁)                |
| 7月2日(日)  | 全国総決起集会(正午 成田市東峰)<br>——着工阻止と改憲絶対反対 |
| 7月6日(木)  | 天神峰現闘本部裁判(午前10時30分 千葉地裁)           |
| ■秋の全国集会  |                                    |
| 10月8日(日) | 全国総決起集会(正午 成田市東峰)                  |

■三里塚闘争年表

1966年7月4日	成田市三里塚に新空港建設を閣議決定 シルクコンビナート事業中止決定（6月30日）
8月22日	三里塚芝山連合空港反対同盟を結成（委員長に戸村一作）
68年2・26、3・31	公団分室にデモし、機動隊と激突。実力闘争に踏み出す
69年8月18日	御料牧場閉場式に抗議闘争
69年12月16日	土地収用法に基づき事業認定
70年	強制測量
71年2月22日	第1次強制代執行始まる
9月16日	第2次強制代執行始まる
77年5月6日	岩山大鉄塔抜き打ち撤去
78年3月26日	管制塔占拠・破壊。4月1日開港延期決定
5月20日	空港、出直し開港
81年3月2日	動労千葉、ジェット燃料貨車輸送阻止のストライキ
83年3月8日	熱田派が反対同盟から脱落
84~85年	成田用水阻止闘争
85年10月20日	三里塚十字路で機動隊と衝突
86年10月27日	2期工事を見切り着工
87年9月4日	小川グループが脱落
89年9月19日	団結小屋9カ所に成田治安法で使用禁止命令
90年1月16日	天神峰現闘本部に成田治安法で封鎖処分
91年11月21日	国、公団と熱田派の間で「空港問題シンポジウム」（93年5月終了）
93年6月16日	公団が2期用地の強制収用裁決申請を取り下げ
9月20日	シンポを引き継ぎ円卓会議開始（94年10月終了）
96年12月11日	運輸省が平行滑走路の2000年度完成目標を公表
98年7月15日	政府・公団が空港整備計画「共生大綱」を発表
10月5日	成田市東峰地区の住民など8戸が、平行滑走路建設に反対の共同声明
99年5月10日	運輸省が「2000年度完成目標」を正式に断念
5月21日	運輸省が2180メートルに短縮した暫定滑走路を表明
12月3日	暫定滑走路を着工
2000年3月30日	東峰地区、暫定滑走路工事中止を要求
01年6月16日	空港公団が東峰神社の立木を盗伐
02年4月22日	暫定滑走路開港
03年1月	空港公団が「東峰地区貨物基地構想」をうちだす
04年4月1日	空港公団が民営化し「成田国際空港株式会社」に
05年4月30日	北側国交相が東峰地区住民に対して「いま買収に応じなければ滑走路を北に延ばし、以後、用地交渉はしない」とする書面を提示
5月	黒野社長が東峰地区にお詫びの書簡
8月4日	北側国交相が黒野社長に暫定滑走路の北延伸を指示
10月3日	NAAが北延伸計画案と騒音コンターを公表。「東峰の森」の伐採とク リーンパーク（一般廃棄物最終処分場）の違法転用問題が浮上

黒野NAA社長の謝罪文

04年5月9日

「暫定滑走路整備にあたっては、東峰区の皆様に対して「話し合い」や私どもからの十分な「説明」はなく、「通告」だけと言われても致し方ない状況でした。

振り返ってみますと、円卓会議が暫定滑走路なるものを想定していない中で、東峰区の皆様との合意形成を図ることなく、取得済所有地を使った一方的な計画を策定してしまいました。そればかりか、工事についても、事前に十分なお説明をしないまま、滑走路の供用時期から逆算して工事スケジュールで一方的に工事を行い、工事の完成が早まったからといって、東峰区の皆様の生活環境に配慮することなく、1か月も供用を前倒ししてしまいました。

その結果、工事やこれに続く供用によって、現に皆様が生活していることが一方的に無視され、生活環境が破壊されたことについて、皆様が非難し、怒り、以後私どもを信用できないと思われるってしまったのは、もっともなことだと思います。滑走路供用後2年間の騒音測定結果では、平均96デシベル、最大で110デシベルを超えていました。さらに頭上を離着陸する航空機への恐怖心は、表現できないものだと思います。

そもそも、今振り返ってみますと、暫定滑走路計画時に、皆様が日々生活を営んでおられるまさにその場所の真上数十メートルに航空機を飛ばすことが、皆様にどのような被害をもたらすのかについて、深く検討もせず、看過してしまったというのが正直なところであり、航空行政に携わるものとして、全く恥すべきことであると大変申し訳なく思っております。

これまで申し上げましたことは、今考えますと、単なる空港建設の手法や生活環境の問題にとどまらず、人間としての名誉、尊厳に触れる問題である思います。空港問題が発生してからの長い間の皆様のご労苦、そして失われた名誉、尊厳に対して、私どもは十分心を砕かねばならなかったのだと痛感しており、改めて深くお詫びし、反省する次第です。

私は永年運輸省に籍を置き、成田空港の問題については、深く関知しているつもりでしたが、それは私の思い込みでした。成田空港の責任者として現場に立ち、何度か皆様と接してみても、初めて皆様のお気持ちが少しでも理解できるところに自分を置けたように思います。

そして、今私は、今後皆様の生活環境や人間としての尊厳を損なうようなことは二度とやってはいけないとの強い決意であります。